

犬猫多頭飼育崩壊予防対策事業スキーム

- ①～⑤ 相談～認定
 ⑥～⑱ 手術日程決調整
 ⑲～⑳ 檻貸出・手術・猫返還
 ㉑～㉒ 実績報告等事後対応

社会福祉関係職員
 (地域包括等)、
 地域住民等



多頭飼育の探知

医療衛生センター



相談受付

医療衛生企画課



調整・予算配分

- ⑤認定
 ⑧⑦を基に手術日程の
 照会作成
 ⑮担当手術実施者及び
 日程の決定

①相談・悪臭等苦情

④副申(認定の申請)
 ⑫手術日程(回答)

⑨認定通知
 手術日程(照会)
 ⑯手術病院・日程決定通知
 ㉑手術実施結果連絡

①'相談
 ③認定の申請
 ⑪手術日程
 (回答)

②助言・指導
 ⑩認定通知・
 手術日程(照会)
 ⑰手術病院・日程決定通知
 ㉒助成後必要に応じて
 助言・指導

⑥搬送日程(照会)
 ⑰'搬送日程決定通知
 ㉒'委託費支払

⑬手術日程(照会)
 ⑰手術病院・日程
 決定通知
 ㉒委託費支払

動物病院(手術実施者)



手術

動物愛護センター



緊急対応

⑦搬送日程(回答)
 ㉒'実績報告

㉒犬猫運搬
 (搬送時間診票提出)

㉒犬猫返還

搬送実施者



捕獲補助・運搬

⑱犬猫運搬
 (搬送時間診票提出)

⑱檻貸出
 ㉒犬猫返還

多頭飼育の崩壊又は
 崩壊のおそれ

- 〈条件〉
- ・市内在住
 - ・オスメス混在3頭以上飼育(犬猫)
 - ・※犬は10kg未満
 - ・個人市民税・府民税非課税世帯(生活保護世帯等)
 - ・適正飼養誓約できる